第三種郵便物認可　明治二十五年三月三十一日

平成２８年（フ）第４号
福井県敦賀市桜ケ丘町27番５―301号
債務者　池上　友梨
1　決定年月日時　平成28年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２７年（フ）第７１号
長野県茅野市玉川1459番地５　フレグランスＫＥＮ101号
債務者　矢崎　　徹
1　決定年月日時　平成28年３月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２８年（フ）第３号
長野県諏訪郡下諏訪町5496番地、前住所長野県駒ケ根市赤穂16652番地１
債務者　小出　千織
1　決定年月日時　平成28年３月７日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２８年（フ）第８号
長野県茅野市ちの3249番地１
債務者　掛川　大介
1　決定年月日時　平成28年３月７日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２７年（フ）第１４４号
山口県下関市彦島福浦町２丁目23番５号、前住所山口県下関市汐入町43番３　101号
債務者　磯部　信子
1　決定年月日時　平成28年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２８年（フ）第４号
高知県四万十市具同3239番地19
債務者　佐藤　和洋
1　決定年月日時　平成28年３月７日午後１時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２８年（フ）第５号
高知県宿毛市高砂21番地３　メゾン・ユニバーサル103号室、住民票上の住所高知県幡多郡大月町大字橘浦341番２号地
債務者　山本真由美
1　決定年月日時　平成28年３月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２８年（フ）第８７号
熊本市中央区渡鹿７丁目16番２―101号　ルミエール壱番館
債務者　平井　健介
1　決定年月日時　平成28年３月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第４１号
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄4486番地
債務者　日髙　國寛
1　決定年月日時　平成28年３月７日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第７号
熊本県宇城市松橋町南豊崎711番地16
債務者　松本　圭加
1　決定年月日時　平成28年３月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第９８号
熊本市東区長嶺南６丁目20番45号　セレーヌ長嶺206
債務者　大迫亜希子
1　決定年月日時　平成28年３月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第６８４号
千葉県柏市新逆井２丁目11番30号　並木コーポラス２号
債務者　德野　　彰（旧姓廣瀬）
1　決定年月日時　平成28年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第３２号
千葉県野田市親野井97番地３－２
債務者　高橋　清子（旧姓新）
1　決定年月日時　平成28年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第６０号
千葉県松戸市六高台７丁目81番地の１　サンパティークヒルズ201号
債務者　山下　伸代
1　決定年月日時　平成28年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第７７号
千葉県松戸市栄町３丁目156番地の12　コーポエビサワ102号
債務者　佐藤　一美
1　決定年月日時　平成28年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第１８号
山口県宇部市床波２丁目６番７―101号
債務者　山本　智絵
1　決定年月日時　平成28年３月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月12日まで
山口地方裁判所宇部支部